

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月23日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第17号

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に
関する条例の一部を改正する条例

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
(平成25年墨田区条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第2号を次のように改める。

居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に
近接して一体的に設けること。この場合において、1のユニットの入居定員は、
原則として12人以下とするものとする。ただし、入居者の処遇に支障がないと
認められる場合は、15人以下とすることができる。

第9条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、
この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居
室に係るこの条例による改正前の第9条第4号の規定は、同日以後も、なおその効
力を有する。